

書留郵便物、電報及び郵券等の收受等に関する取扱いについての一部改正について

改正理由：国立大学の法人化に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正							現 行						
書留郵便物及び電報の收受等に関する取扱い							書留郵便物、電報及び郵券等の收受等に関する取扱いについて						
〔省略〕							〔省略〕						
〔削除〕							<u>3 郵便切手類の支払いは、郵券等受払簿（第3号様式）に記載して行う。</u>						
第1号様式 〔省略〕													
第2号様式							第2号様式						
電 報 原 議 書					東京学芸大学		整理番号						
決 裁	平成 年 月 日			発信日時	月 日 時 分		決 裁	平成 年 月 日			発信日時	月 日 時 分	
起 案	平成 年 月 日			託送者			起 案	平成 年 月 日			託送者		
学 長	事務局長	部長	課長・室長	補佐	係 長	起案者	学 長	事務局長	部長	課長・室長・事務長	補佐	係 長	起案者
													課係
合 議					文書係長	文書係	合 議					文 書 係 長	文 書 係
件 名							件 名						
上記のことについて、次のとおり発信してよろしいか伺います。							上記のことについて次のとおり発信してよろしいか伺います。						

受信者住所氏名							
発信者							
指定		種類		字数	字	料 金	円
電 文 案							
備考							

第3号様式〔削除〕

附 則

この取扱いは、平成17年3月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

受信者住所氏名													
発信者													
指定		種類		字数	字	料 金	円						
電 文 案													
備考													

第3号様式〔省略〕